

秋田県図書館協会表彰規程

(趣旨)

第1条 秋田県図書館協会(以下「本会」という。)は、この規程の定めるところにより表彰を行う。

(表彰の範囲)

第2条 前条の表彰は、次の各号の1に該当する者のうちから、本会役員会の議決を経て会長が行う。

- (1) 本会加盟の図書館職員・公民館等図書室担当職員(常勤職員・臨時職員を含む)で7年以上(該当年度に条件を満たす)の勤続者
- (2) 本会加盟の図書館協議会委員で7年以上(当該年度に条件を満たす)その職にある者
- (3) 秋田県内の図書館事業に特に功労のあった個人又は団体
- (4) 本会に功労のあった個人又は団体
- (5) 本会加盟の図書館公民館図書室で、その活動が特に優れている団体

(表彰の時期)

第3条 表彰は、毎年本会定期総会の日に行う。ただし、必要のあるときはその都度行うことができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前記の表彰には、金品を併せ授与することができる。

(表彰の具申)

第5条 本会に加盟の団体の長は、第2条に該当する者があると認めたときは、その都度別記様式による功績調書及び履歴書を添えて、本会会長に具申する。

付 則

1 この規程は、昭和32年5月1日から施行する。

2 会則の一部改正

昭和58年 5月10日

昭和59年 5月21日

平成 7年 5月18日

平成17年 5月27日

平成18年 7月12日